

感染対策資料作成の手引き 第4版

慶應義塾大学 学生部学生生活支援担当

本手引きを参考に必要書類を作成の上、学外行事届作成時に添付ファイルとして追加し提出すること。必要書類は活動種別・状況に応じて異なるため、「コロナ禍における学外行事届の申請手引き」を確認すること。

改定履歴

改定日	改定要旨
2021/09/22	初版
2021/11/1	第2版 P.3 その他の留意事項 項番1 オンラインでの活動実施についての指示変更 項番2 会食についての指示変更
2022/6/1	第3版 P.3 その他の留意事項 項番2 会食についての指示変更 項番3 宿泊を伴う活動についての指示変更 項番4 部外者（観客等）を動員しイベントを主催する場合の注意事項追記 P.7～8 感染対策資料（行事毎） 宿泊を伴う活動を行う場合の記入項目追加 P.9 誓約書 成人年齢の変更に伴い、保護者同意書の記載を削除
2023/3/9	第4版 P.2 1. 感染防止の3つの基本についての指示変更 P.3 活動参加条件についての指示変更 P.3 その他の留意事項 2. 会食に関する指示変更 P.4 感染が疑われる者、または感染者が発生した場合の対応についての指示変更

基本的感染対策

1. 感染防止の3つの基本を心がける

(1) 身体的距離の確保

- ・人との間隔は、可能な限り2 m以上空ける。
- ・可能な限り屋内でなく屋外で活動を行う。

(2) マスクの着用

- ・マスクの着用は個人の判断に委ねる。

※通勤ラッシュ時や近接した状態での会話等、飛沫による感染リスクが高い場面では、マスクの着用が有効

(3) 手指衛生（手洗い・アルコール消毒）・うがいの励行

- ・活動終了時は手や顔を洗う。うがいをする。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。
- ・不特定多数で触れるものは、こまめに清掃・消毒をする。

2. 3密（密閉・密集・密接）にならない環境を整える

(1) 換気

- ・屋内で活動する場合は密閉空間にならないように、ドア・窓を開放、空調・換気システムを起動して常に換気する。

(2) 参加人数の制限

- ・活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する。
- ・屋内で活動を行う場合、人との間隔を可能な限り2 m以上空けるよう、入室者数の制限を行う。

(3) 時間の制限

- ・活動は、必要最小限の時間とし、活動後は速やかに帰宅すること。

3. 更衣室・控室利用時の注意

- ・更衣室等の利用は必要最小限の時間とし、入室者数の制限を行う。
- ・着替え等を行う際には、人との間隔を可能な限り2 m以上空け、会話をしない。
- ・密閉空間にならないよう換気を行う。
- ・不特定多数で触れるものは、こまめに清掃・消毒をする。

4. 参加者全員が以下のガイドラインの内容を把握・実施する

『学校、職場でできる感染対策ガイドライン』慶應義塾大学保健管理センター)

http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/assets/files/preventing-infection-ppt_1.pdf

活動参加条件について

1. 発熱や新型コロナウイルス感染症の症状を伴う体調不良があるときは、自宅で健康観察し、活動への参加は控えること。
2. 活動への参加は強制ではなく、任意参加とすること
3. 参加者全員が団体の定めた感染防止対策を守るよう誓約すること
4. ワクチンの接種有無を活動参加の条件にしない、ワクチンの接種有無を詮索しないことを原則とする。

その他の留意事項

1. オンラインで実施可能なものはオンラインでの実施も含め実施方法を検討すること
2. **会食（複数人での会話を伴う飲食）に際しては、次の事項を心がけてください。**
 - （1）自治体から認証を受けた飲食店を選ぶ。
 - （2）自治体や飲食店が定めた感染予防ルールを守る。
 - （3）短時間・少人数での会食に努め、席の移動や席替えはしない。
 - （4）カラオケなど大きな声を出す状況を避ける。
 - （5）参加者名簿を作成するなどして会食状況の把握に努め、感染者が発生した際に備える。
 - （6）PCR（無料）検査を活用するなどして、二次感染を拡大させない工夫を考える。
3. **宿泊を伴う活動を行う場合は、別紙「学生団体の宿泊を伴う活動について」を確認し、記載の条件・ガイドラインに従うこと。**
4. 部外者（観客等）を動員しイベントを主催する場合、使用する会場や実施する活動種目の協会等の指針に従い、部外者についても感染対策ならびに感染者発生時の対応を策定すること。
5. 活動拠点をはじめ、自宅と往復の経路において、周囲に迷惑をかけないようにすること
 - （1）公共交通機関の利用
 - ・大人数での利用、団体行動は避ける
 - ・混んでいる時間帯を避けて利用する、徒歩や自転車も併用する
 - ・移動中の会話は控える
 - （2）公共スペース
 - ・大人数で公共スペースを占拠しない
 - ・長時間公共スペースを占拠しない（日吉駅およびその周辺では特に注意すること）
 - ・大声での会話、談笑をしない
6. **会員の各所属学部から別途指示がある場合には、その指示に最優先に従うこと**
7. 各競技団体等の感染対策指針を確認し、参考にする
8. 身体的な事情も含め、様々な事情でワクチン接種やPCR検査を受けられない人に対し、そのことを理由に差別や排除、機会が奪われるなどの不利益がおよばないように配慮すること
9. 感染拡大早期探知のため、イベント前などはPCR検査の利用を検討すること

感染者が発生した場合の対応

複数の人が同時期にCOVID-19陽性者であることが判明した場合は集団感染が疑われます。学生責任者は保健管理センターに連絡、相談をしてください

参考HP

1. 新型コロナウイルス感染症について（慶應義塾大学保健管理センター）
<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html>
2. 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
3. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について：業種別ガイドライン（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html

書類作成ガイド

1. 感染対策資料（共通）

- 初回申請時に提出必須。以降、更新があれば都度提出すること。

サンプル

感染対策資料（全活動共通）第1版

団体名：

課外活動をするにあたって、課外活動を再開するうえでの基本的な感染対策（団体対策）について具体的に記入してください。全項目を記入すること。

※記入した対策は勿論のこと、感染対策に関する知識を所属メンバー全員に身につけさせること。

いずれの項目についても具体的に入力すること。「注意する」「気をつける」といった抽象的なものは“対策”と見なされず、不可。

① 感染防止のための基本的な対策 ※「気をつける」「指導する」といった内容は、抽象的で実効性が無く、“対策”ではない。誰が、いつ、何を、どのように行うのか具体的な内容を明記。	
身体的距離	
マスク着用	
手指衛生・消毒	・ 本手引きに記載されている、「基本的感染対策」を参考に、団体として濃厚接触を極力減らす対策を策定し、誰がいつどのように対策を実施するのか記載
3 密(密閉・密集・密接)にならない環境作り	
活動参加条件	
上記の他、団体特有の活動で必要のため実施する対策	

サンプル

2021.10.1

② 感染者が出た場合の対応 ※感染者が出た場合、早期に発見しクラスター発生を防止するため、誰が、いつ、何を、どのように対処するのか、具体的に明記。

保健所・大学保健
管理センターへ
の連絡体制

会長・学生生活担
当への連絡体制

上記の他に実施
する対応

・本手引きに記載されている「感染が疑われる者、または感染者が発生した場合の対応」を踏まえて、感染者あるいは感染が疑われる者が発生した場合に、早期に発見し感染拡大を防止するため、誰がいつどのように対策を実施するのか記載。大学・会長への連絡についても記載

③ 団体内の記録・保管・周知方法 ※誰が、いつ、どのように実施するのか、具体的に明記。参加者名簿が不要な活動（通常練習等）についても、後日大学から提出を求める場合があるため、団体内で管理・保管すること

参加者名簿の保
管方法・担当

全会員に感染対
策を身につけさ
せ、守らせる方法

参加者名簿の管理・団体内の感染
対策周知方法について記載。

以上

2. 感染対策資料（行事毎）

➤ 試合・大会・イベント・宿泊を伴う活動を実施する際に提出必須。

サンプル

2022.6.1-

感染対策資料（行事毎）

課外活動をするにあたって、今回申請する課外活動の感染対策について具体的に記入してください。
※記入した対策は勿論のこと、感染対策に関する知識を所属メンバー全員に身につけさせる

活動における対応（全ての項目について、当てはまるものにチェックをしてください）

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ・活動場所 | ☐ 屋外 ☐ 屋内 |
| ・2m以上の身体的距離の確保 | ☐ 可 ☐ 否 |
| ・換気の可否 | ☐ 可 ☐ 否 |
| ・活動時のマスクの着用 | ☐ 有 ☐ 無 |
| ・活動時の手指衛生手洗い・アルコール消毒、うがいの励行 | ☐ 有 ☐ 無 |
| ・参加者全員分の誓約書を取得済 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ・参加は強制ではなく任意参加とし、ワクチン接種を参加の条件にしていない | ☐ はい ☐ いいえ |

全項目について、該当するものにチェックを入れる。

今回申請する行事における感染対策（以下のうち該当するものについてチェックをし、チェックした項目についてその理由と対策を詳細に記入すること）

☐上記の「活動における対応」で「否」「無」「いいえ」に1つ以上チェックしている

☐会員以外の者が活動に参加する。

☐宿泊を伴う活動を実施する。
→次ページに詳細を記載すること。

☐観客有のイベントを実施する。

☐その他の事情

該当するものがあればチェックを入れ、その理由と対策を記載

2. 感染対策資料（行事毎）2 ページ目

宿泊を伴う活動を行う場合には、2ページ目の全項目記入必須。

宿泊を伴う活動にあたっての確認事項

・「公認学生団体の宿泊を伴う活動における条件・ガイドライン」を参照し、以下の項目を満たしていることを確認の上チェックしてください。

- ☐Ⅰ. 個人の感染防止対策の徹底について参加者全員が理解している
- ☐Ⅱ. 宿泊を伴う活動で事前に認識する必要がある不利益について参加者全員が理解している
- ☐Ⅲ. 宿泊を伴う活動で体調不良者、新型コロナウイルス検査陽性者が出た場合の対応について団体内で策定し、会長および参加者全員に周知している
- ☐Ⅳ. 宿泊を伴う活動における濃厚接触に相当する行為の考え方について責任者が理解し、濃厚接触を極力減らす感染症対策をとっている。また陽性者が発生したときに濃厚接触相当者を確定できる体制となっている
- ☐Ⅴ. その他の注意事項について参加者全員が理解している

食事、休憩時間、就寝時などの活動期間中の生活活動全般における感染防止対策

宿泊を伴う活動にあたっての感染防止対策について記入してください。

- ・ 食事
- ・ 就寝（部屋割り等）
- ・ 移動
- ・ その他（大浴場やパブリックスペースの利用など）

宿泊先で体調不良者が出た場合の対応

対応について記入してください。

3. 活動理由書

- 緊急事態宣言時に活動を行う場合提出必須。
- 活動理由書は必ず会長本人に作成してもらうこと。会長本人以外の作成が判明した場合は、団体に対して処分を科す。
- 会長には、緊急事態宣言中に課外活動をするにあたって、なぜ活動を行う必要があるのかを十分に説明して、詳細な活動理由書を作成してもらうこと。

サンプル	会長による活動理由書		
	記入日： 月 日		
	団体名： _____		
	行事名： _____ (期間： 年 月 日～ 年 月 日)		
会長氏名： _____			
※必ず会長本人が作成してください。会長本人以外の作成が判明した場合は、 団体に対して処分を行います。			
学生団体にヒアリングのうえ、緊急事態宣言中に課外活動再開申請をするにあたって、会長として、本申請の活動を行う必要があると判断した理由をご記入ください。			

4. 誓約書

- 大学へ提出する必要はないが、サンプルを参考に団体オリジナルの誓約書を作成し、全参加者から誓約書を提出させること。
- 誓約書は団体内で保管すること。

サンプル

誓約書（サンプル）

（団体名） 御中

私は、今後の（団体名）の活動に参加するにあたって、以下の内容を誓約いたします。

- （１）新型コロナウイルス感染症および感染対策について十分に理解したうえで、団体の定めた感染対策に従って課外活動を行うこと。
- （２）新型コロナウイルス感染のリスクがあることを承知のうえ、自己責任で課外活動を行うこと。

_____年 ____月 ____日

学部・学年 _____ 本人氏名（自署） _____ 印

上記の内容について同意します。